

訓練校の 講師を募集

今月の紙面

- 1 建退共10月1日から変更
- 2 仕入れ税額控除の要件
- 4 木建作業主任・石綿(特)講習
建設国保関連記事の掲載:2,3面



発行所
広島県建設労働組合
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
発行人 書記長 谷口 秀樹
(機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ

ひろしまけんろう

検索



スマホ携帯から
携帯でQRコードを
読み込んで下さい

(別途通信料金が必要となります)



第3回 建労会館建設委員会 3社から設計監理者を決定



業者の提出書類を全委員でじっくり精査

建築訓練校講師を募集

建築訓練校では、職業訓練指導員免許または高等学校教諭専修免許(工業)をお持ちの方を募集しています。詳しい募集要項については、訓練校へお問い合わせください。

広島県認定

広島県建築高等職業訓練校

☎(082)29217798

建退共 10月1日からの変更点

1 運用利回り1.3%に

運用利回りが現在の3.0%から1.3%に変更となります。

これまで積み立ててきた掛金への運用利回りについて、不利益変更が生じる場合、過去の遡及(引き下げ)はされません。積み立て中の掛金については、その期間中の運用利回りが適用されます。

2 掛金日額320円に

掛金日額(証紙)が現行の日額310円から日額320円へ10円引き上げられます。

運用利回りが見直しされる5年間で比較すると、掛金10円の引き上げにより、年間で2,520円の掛金負担増となりますが、受け取る退職金額も引き上げが見込まれています。

3 1カ月分の掛金日数を21日分に

長らく広島建労では、1カ月の掛金日数を25日分として掛金を納付しておりますが、今回12の制度改定に伴い、働き方改革に対応するため、全建総連などと同じ21日分とするよう「全建総連厚生協会広島支部業務規程第7条」の改定を第299回執行委員会での承認を経て、3月20日の第65回定期大会で可決されました。

今年の10月より、広島建労での取り扱いは、一人親方加入、事業所加入ともに1カ月掛金日数を21日分に変更します。(320円×21日分=月6,720円)

立場や仕事が変わったら、組合で手続きを

建退共は建設現場で働く労働者のための「国の退職金制度」です。就労する立場や仕事の内容が変わった時には、組合へ連絡し、必要な手続きをお願いします。

また、中小企業退職金共済(中退共)や小規模企業共済など他の退職金制度に掛金を納めている方、従業員を雇用している代表者、役員報酬を受けている方、現場労働者ではない方などは建退共を掛けることができない場合があります。詳しくは本部・最寄りの窓口へお問い合わせください。

こんな時は組合で手続きを

- ・個人名、会社名が変わった
- ・代表者(または従業員)になった
- ・所得の一部が役員報酬になった
- ・建設業をやめた(現場に出なくなった)
- ・掛けていた人が亡くなった
- ・個人事業を法人化した
- ・事業所から独立して一人親方になった
- ・雇っている従業員が増えたなど

適正な掛金負担と経費処理を

事業所が従業員に掛ける掛金は事業所が全額負担し、福利厚生の一科目として「退職金共済掛金」科目を設け、損金または経費として処理してください。

一人親方(個人事業者のみ)は自分で自分に対して掛けますので、所得控除の対象外です。



お知らせ

今年から「共済手帳の副本」を郵送します



組合で掛金を納めている方は、年におよそ1回、建退共で掛金納付の記録をとっています(これを「手帳更新」といいます)。今年から、手帳更新の度に被共済者へ「手帳の副本」が発行されることになりました。この副本には納付された掛金日数が記載されており、それを元にインターネットで現在の退職金額を試算することができますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

また、組合で登録している住所が違いますとお届けできませんので、転居等で住所地が変わりましたら速やかに最寄りの窓口で手続きをお願いします。

建設業 退職金共済手帳(副本)

(310)
被共済者
番号

被共済者
氏名

(見本) 殿

令和 年 月 日交付

(広島県支部発行)

加入 平成 年 月 日

次回更新時期
令和 年 月

84-
冊目-
掛金納付実
円 証紙 電子 日分
20
60
120
180
200
260
300
310
合計 *** **

手帳作成日
令和 年 月 日

税金Q & A コーナー

税金対策部

2023年10月からの 仕入れ税額控除の要件

Q1: 2023年10年以降は**免税事業者**の発行する請求書は仕入れ税額控除ができないと聞いたのですが本当ですか?

A1: はい。その通りです。2023年10年以降は「適格請求書」のみ仕入れ税額控除の要件になります。この「適格請求書」は、免税事業者には発行できません。ただ、しばらくの間は「区分記載請求書」によって、一定の割合額だけ仕入れ税額控除を受けられる経過措置が設けられています。仕入れ税額控除の要件は右の図の通りです。

また、従来の請求書を受け取っても、取引先は仕入れ税額控除を受けられます。受け取った側

Q2: **免税事業者**と取引があるのですが、インボイス制度が始まる2023年10月からの仕入れ税額控除を受けられる経過措置を教えてください。

A2: 2023年10月～2029年9月は経過措置が

が「軽減税率対象である旨」と「税率ごとの合計金額」の情報を追記すれば「区分記載請求書」として認められるのです。

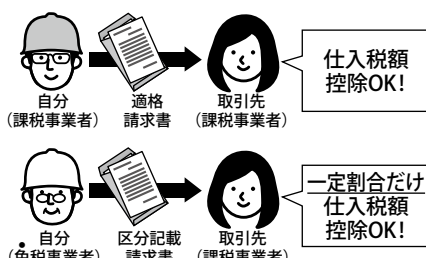
◆◆◆◆◆ 仕入れ税額控除の要件 ◆◆◆◆◆

2019年9月	2019年10月～ 2023年9月	2023年10月～
従来の請求額	区分記載請求書	適格請求書 (インボイス)
免税事業者 課税事業者	免税事業者 課税事業者	免税事業者 課税事業者
どちらも 発行可能!	どちらも 発行可能!	課税事業者だけ 発行可能!

適用され、課税事業者は「区分記載請求書」を受け取ったとしても、一定の割合を控除できます。この仕入れ税額控除の割合は、2023年10月～2026年9月までは80%、2026年10月～2029年9月までは50%となっています。

◆◆◆◆◆ 仕入れ税額控除の要件 ◆◆◆◆◆

2019年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
区分記載請求書の保存 免税事業者も発行できる	適格請求書の保存(インボイス制度) 免税事業者は発行できない		
免税事業者からの仕入要件(課税事業者の税額計算)	経過措置		
控除できる	80%控除	50%控除	控除できない



2021年

賃金アンケートにご協力を願います



スマホ携帯でQRコードを読み込んでアンケートにご協力ください↓



【受付期間】
2021年7月1日～9月30日

7月より今年度の広島建設賃金アンケートを全組合員対象に行います。(所要時間・約5分(24周))
賃金アンケートは、私たちの労働環境に関する「健康診断」。健康診断で異常があれば再検査や治療、生活態度の改善を行うことが望ましいのと同様に、働き方の診断を行い、改善点が

あるのかどうか、アンケートを通じて発見できます。そのためアンケート項目は、「ひと月何日働いたか」「1日何時間働いたか」「休日は取れているか」「退職金を掛けているか」そして「賃金などをお聞きしています」。

毎年、アンケート結果と地域相場に影響がある公

共工事設計労務単価や厚生労働省の勤労統計結果を比較し、私たちの労働環境がどういった状況なのかを探っています。より多くの方からのアンケートご意見をお待ちしています。
なお、今年のアンケートは用紙への回答のほか、インターネット(スマホ、パソコン)でも回答(注1)に、ご注意ください。

できます。いずれかの方法で回答にご協力をお願いします。
インターネットでの回答は、広島建設HPのお知らせのリンクから、または、右のQRコードを読み込んでください。
注1: 紙とインターネットで重複して回答しないように、ご注意ください。

建設国保からのお知らせ

歯とお口の健康

口臭のケアと体のかかわり

口臭予防に効果的なケアの方法(1) 第2回

3ステップで歯垢対策!

「みがく」「かきだす」で口臭の原因となる歯垢の除去、「コートする」で歯垢の付着を予防することが期待できます。

Step①「みがく」

- ・歯ブラシの持ち方は歯や歯ぐきに無理な力がかかりにくいペングリップ(鉛筆持ち)がおすすです。
- ・みがく力は毛先が広がらないくらいの軽い力でみがきましょう。
- ・1～2歯ずつみがく感じで小刻みに歯ブラシを動かしましょう。



Step②「かきだす」

歯と歯の間は歯ブラシだけではみがきにくく、歯垢が溜まりやすい場所です。デンタルフロスや歯間ブラシで、歯と歯の間の歯垢をかきだしましょう。

【歯間ブラシの使い方】

前歯…歯間部にゆっくり挿入し、前後に数回動かします。
奥歯…歯間部に挿入し、左右に数回動かします。

※歯ぐきを傷つけないように注意しましょう。

【デンタルフロスの使い方】

歯ぐきに達するまで、ゆっくりスライドさせる。

※下まで一気に押し込みのはNG。

※Step③は次回9月号でご紹介します。 情報提供 サンスター株式会社

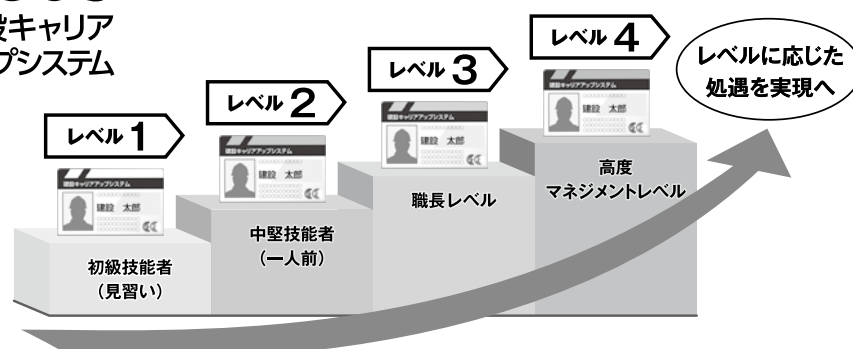
指定協力歯科医院で歯科健診を受診する場合、
無料(※)で受診できます!

※詳しくは建設労働組合の各地連窓口にお問い合わせください。



カードを取得しよう

一人ひとりの技能と経験を正しく評価



2019年4月より建設キャリアアップシステム(=CCUS)が本稼働。本年5月末現在、全国で111,925社570,920人(広島県は3,418社14,491人)が登録し、CCUSカードを取得されました。広島県内でも、900カ所以上の工事現場でCCUSカードを使った出退勤の確認が行われ、働いた日数や職長などの役割を含む就労履歴が日ごとに蓄積されています。

昨年、公共工事入札時に必要な経営審査項目に、CCUS登録の有無が加わりました。事業者がCCUSに登録していると加点されます。また本年6月からは、広島県が発注する公共工事入札時の一部(総合評価制度を活用した案件)において、CCUS事業者登録をして就労履歴を蓄積すると加点されるようになりました。

技能者カードは経験と資格でレベル分けされています。カード取得後は、CCUS利用開始前の過去の経歴が遡って登録できる特例期間中(2024年3月末まで)にレベル評価申請を行い、過去の経験と資格を活かしたレベルアップをお勧めします。建設関連の資格は「講習日」「資格取得日」を実務経験の起算日とし、レベル評価要件である経験年数の証明になります。

CCUS認定登録機関窓口

(一社) 広島県建築センター協会

〒733-0013 広島県広島市西区横川新町8-12

TEL: (082) 232-6286 FAX: (082) 294-0248 E-mail: ccus@hiro-ken.com

業務時間: 土日祝日・年末年始・お盆休みを除く10時から16時まで



建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

保険証が8月より新しい証にかわります

現在、みなさんがお持ちの建設国保の保険証は7月末が有効期限となっており、8月より新しい保険証にかわります。

有効期限の切れた保険証では病院にかかることができませんので、注意してください。

また、70歳以上の前期高齢者の方には、国民健康保険被保険者証の文字の下へ「兼高齢受給者証」の記載と、性別の下に「負担割合」の記載もされておりますのでご確認ください。

※確定申告をしていない方は、8月以降の所得区分の判定ができないため、速やかにお手続きをお願いいたします。

なお、新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日までとなりますが、以下に該当する方は有効期限が異なるのでご注意ください。

- 令和3年8月～令和4年7月末の期間に70歳または75歳になる方
- マル学の申請をされている学生の方で令和4年3月末に卒業予定の方
- 外国籍で在留期間が令和4年7月31日より前の方

保険証の交換は、新型コロナウイルス感染症予防対策として当組合より簡易書留郵便（パステルグリーンの封筒）にて7月中旬以降発送予定としております。なお旧保険証については、同封の返信用封筒にて返却をお願いいたします。ご不明な点等ございましたら建設国保、または所属の地域連合へお問い合わせください。

★記載事項の確認を★

新しい保険証をもらったら、すぐに住所、氏名、生年月日等、記載事項に誤りがないか確認してください。万一、記載事項に誤りなどがあった場合には、正しく記載した証を発行し交換いたしますので、事実を確認できる書類と保険証をもって所属の地域連合へ申し出てください。

厚生年金適用事業所関係者の事業所・業種（職種）調査の確認書類について（お願い）

今月より、年金事務所への算定基礎届提出後、順次「厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」（令和3年適用のもの）が、各事業所に送付（電子申請の場合はデータ送信）されますので、お手元に届きましたら、事業所・業種（職種）調査へのご回答を頂きますようお願いいたします。

鍼灸師の正しいかかり方

はり・きゅう・マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合、医師の同意書（国民健康保険に対応している鍼灸院にあります）または診断書を提出することで、国民健康保険を利用することができます。

はり・きゅうの場合

- 〔・リウマチ ・腰痛症 ・神経痛 ・五十肩 ・頸腕症候群
・頸椎捻挫後遺症〕

※上記の疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば、保険証が使える場合もあります。

マッサージの場合

- 〔・間接拘縮 ・筋麻痺〕

※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば国民健康保険の対象となります。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師による施術は、国民健康保険の使用に制限があります。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けるようにしましょう。

保険証が使える場合

- 〔・外傷性のねんざ、打撲（スポーツでのねんざ等）
・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
・応急処置で行う骨折、脱臼の施術
（応急手当後の施術には医師の同意が必要です）〕

保険証が使えない場合（全額自己負担）

- 〔・単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労など
・病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み
・脳疾患後遺症等の慢性病
・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
・スポーツなどによる筋肉疲労改善のための施術
・仕事中や通勤途中におきた負傷（労災保険からの給付になります）〕

※注意事項※

1. 負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝える。
 - ・外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労災または第三者行為に該当する場合は、国民健康保険が使えません。
2. 病院での治療と重複はできません。
 - ・同一の負傷について同時期に保険医療機関（病院、診療所など）での治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。
3. 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられるため医師の診断を受けてください。
4. 療養費支給申請書の内容（負傷原因・負傷名・日数・金額）をよく確認し、原則自分で署名・捺印をしてください。
5. 領収書を必ずもらい、金額が問題ないか確認しましょう。領収書は、医療費控除を受ける際に必要です。大切に保管してください。

お
願
い

当国保組合では、厚生労働省からの指導により、柔道整復療養費の適正化の取組として、被保険者の皆様が整骨院等で治療を受けられた内容（多部位・長期・頻回施術）等について通知確認を行っております。

通知が届きました際には大変お手数ですが、ご回答にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事業所等及び職種の変更が生じたら

建設国保は自主運営の組合ですが、法律に基づいて認可された公益法人であり、国から多額の補助金を受けています。

そのため全ての面で適正な運営を行う必要があります。

資格の異動はもちろんですが、それ以外にも事業所・職種にかかわることについても変更が生じた場合、届け出ることが定められています。

勤め先の事業所が変わった・事業所を退職し一人親方になった・新しく事業所を立ちあげた・職種が変わった等、以前と働いている状態に変更が生じた場合には速やかに所属の地域連合へ届け出てください。

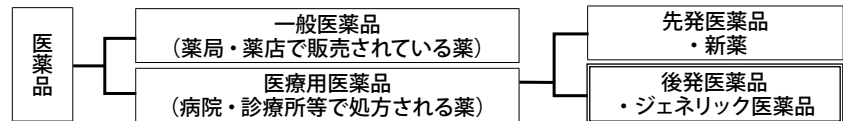
また、事業所等の代表者の方、屋号を持っている一人親方の方は、事業所の住所や名称、代表者などに変更があった場合にも届け出が必要ですので必要書類などを確認のうえ速やかに届け出をしてください。

※就労形態が変わる事により翌年からの保険料が変更になる場合がありますので、該当する方は種別区分変更受付期間（10月1日～10月31日まで）の間に届出をしてください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

◎ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）とほぼ同じ有効成分で、効能や効果も同等の医薬品です。「先発医薬品」の特許期間が終了した後に、厚生労働大臣の承認のもと新たに製造販売されるもので、「後発医薬品」とも言います。



◎先発医薬品との違い

開発コストが少ないため、先発医薬品より安価ですが、先発医薬品と有効性・安全性・品質については、厚生労働省で審査されており、同等の医薬品となっています。

◎ジェネリック医薬品への切り替え

ジェネリック医薬品へ切り替えるには、医師による処方が必要となるため、必ず医師・薬剤師の方へ相談のうえ行うようにしてください。

- ※すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではないため、変更の希望をしても出来ない場合があります。
- ※病気や体質により先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更できない場合もありますので、必ず相談し、体質にあった薬を選ぶようにしましょう。

◎ジェネリック医薬品差額通知

建設国保より「ジェネリック医薬品差額通知」を送付いたします。この通知はこれまでに処方された医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬代がどれくらい軽減されるのか、その一例を紹介した内容が記載されています。

建設国保の医療費など

区 分	全 体	組合員一人当たり	被保険者一人当たり
平成30年度	55億5,586万円	50万9,058円	23万5,039円
令和元年度	54億3,053万円	50万7,859円	23万7,110円
令和2年度	53億6,903万円	50万4,797円	23万7,746円

（療養費・後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・老人保健拠出金・介護納付金を含む）

6月1日の
組織人員
12,304人

労働安全標語

ゼロ災害
慌てず
焦らず
手を抜かず

第2地連営品
伊加田 光輝さん
令和2年度・優秀賞

労災保険に入りましょう
労働災害地連別件数一覧表
令和3年5月分

地連名	件数
第1地連福 山	1
第3地連しまなみ	1 (1)
第4地連広島中央	1
第7地連広 島	3 (4)
第8地連広島西	1 (1)
第10地連高 陽	1 (1)
計	8 (7)

() 内は一人親方

労災事故発生原因

内 容	件数
工 具 ・ 機 械	3
腰 痛	3
転 墜 落	3
切 れ ・ こ す れ	2
転 倒	1
踏 み 抜 き	1
飛 来 ・ 落 下	1
崩 壊 ・ 倒 壊	1
計	15

「カンガルーマークを
探してください」

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されています。全紙面での「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマークの総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』についてのご感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。抽選の上、10人の方へクオカードを差し上げます。なお、応募締め切りは**今月末(消印有効)**までです(正解・6月号は3個)。

木造建築物の組立て等(木建)作業主任者講習実施案内

■実 施 日：令和3年9月7日(火)～8日(水) 午前9時～午後5時まで

■受講資格：3年以上の当該作業経験者(高校・高専・大学で建築または土木を専攻し卒業した人は2年以上。他は職訓法による規程あり。いずれの場合も、満21歳以上の者)

■受講コース：保有資格などにより、受講時間の短縮があります(以下の表を参照)。

木建作業
主任者が
必要な
作業とは…

事業者は軒の高さが5m以上の木造建築物の構造材の組み立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付け作業においては、作業主任者を選任してその者に作業に従事する労働者の指揮を行わせなければなりません。

コース名	日程	免除になる資格	受講料
Aコース	1日目の全日 2日目の全日	免除なし	9,000円
Bコース	1日目の全日 2日目の午後2時間半	足場・型枠・鉄骨・建築物等の鉄骨組立て 作業主任講習修了者など	7,000円 一部科目 免除受講者
Cコース	2日目の午後4時間	1級2級建築大工・とび・技能検定合格者、 広島県建築高等職業訓練校卒業生など	
Dコース	2日目の午後2時間半	建築科・とび科・プレハブ建築科の職業訓練指導員免許を受けた者など	

■テキスト代：1,570円＋事務費500円(受講料と別に必要)
■申込方法：受講申込書は各地連事務所にあります。講習の実施日の21日前(令和3年8月17日)までに「受講申込書」に受講料とテキスト代を添えて、県本部または地連窓口へお申込みください。(受講申込書は広島建労ホームページの「加入メリット」→「資格・検定・講習」からもダウンロード可能)
■講習会場：広島建労会館(広島市西区横川新町8-12)
■問い合わせ先：(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局長登録教習機関 No.174)
電話 082-292-7798 FAX 082-294-0248
■注 意：受講希望者数が定数に満たない場合は中止する場合があります。また、定員20人になり次第、受付を締め切ります。ご了承ください。
※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、開催が延期や中止になる場合があります。

開催要項

【日 時】8月1日(日) 8:30～13:00
【会 場】広島建労会館 3F会議室(広島市西区横川新町8-12)
【受講料】組合員4,000円 ※テキスト代、修了証代含む。
【定 員】35人 ※先着順
【申込方法】申込書(窓口を設置またはHPからダウンロード可)に受講料を添えて、7月21日(水)までに所属の地連事務所へ申し込んで下さい。
【問い合わせ先】(一社)広島建築共同職業訓練協会
〒733-0013 広島市西区横川新町8-12
電話 082-292-7798 FAX082-294-0248

「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」講習を開催

(一社)広島建築共同職業訓練協会(広島労働局長登録教習機関)は、このたび「石綿使用建築物等解体等業務特別教育」を開催します。昨年7月に改正された石綿障害予防規則では、石綿等を含む建材を使用した建築物について、事前調査などの規制が一層強化されました。解体工事や改修工事を請け負う多くの事業者が省令改正に対応する必要があり、その作業に従事する者は石綿使用建築物等解体等業務特別教育受講が義務付けとなっています。

開催要項

【日 時】8月1日(日) 8:30～13:00
【会 場】広島建労会館 3F会議室(広島市西区横川新町8-12)
【受講料】組合員4,000円 ※テキスト代、修了証代含む。
【定 員】35人 ※先着順
【申込方法】申込書(窓口を設置またはHPからダウンロード可)に受講料を添えて、7月21日(水)までに所属の地連事務所へ申し込んで下さい。
【問い合わせ先】(一社)広島建築共同職業訓練協会
〒733-0013 広島市西区横川新町8-12
電話 082-292-7798 FAX082-294-0248

ゆうゆう住宅

「カンガルーマークを探してください」

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されています。全紙面での「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマークの総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』についてのご感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。抽選の上、10人の方へクオカードを差し上げます。なお、応募締め切りは**今月末(消印有効)**までです(正解・6月号は3個)。

7月

29日

22日

17日

8日

5日

3日

2日

29日

24日

15日

16日

第3地連特定健診(因島)

足場作業主任者講習

第6地連特定健診(第1回)

国保組合会

第5回建労会館建設委員会

第2地連特定健診(新市公民館)

慰霊祭

長崎慰霊祭

主婦の会会長会議

技能競技大会課題講習会

第3地連特定健診、

第6地連木工教室

技能競技大会

第2地連特定健診(松永支部会館)

第10地連ボウリング大会

8月

29日

22日

17日

8日

5日

3日

2日

29日

24日

15日

16日

第3地連特定健診(因島)

足場作業主任者講習

第6地連特定健診(第1回)

国保組合会

第5回建労会館建設委員会

第2地連特定健診(新市公民館)

慰霊祭

長崎慰霊祭

主婦の会会長会議

技能競技大会課題講習会

第3地連特定健診、

第6地連木工教室

技能競技大会

第2地連特定健診(松永支部会館)

第10地連ボウリング大会

※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。

手続きと検査をサポート、申請は組合で!

「ゆうゆう住宅」は、全建総連・広島建労が住宅保証機構㈱と提携し、住宅品質確保法・住宅瑕疵担保履行法に対応した10年瑕疵保証保険が付帯した高耐久・高品質な戸建木造軸組み住宅の愛称です。
「ゆうゆう住宅」で申込みをすると、住宅保証機構㈱の保険料が大幅に割引されます。

メリット① 保険料が安い! 他社と比較しても約2割お得!

ゆうゆう住宅は高い設計施工基準で建てられる高耐久・高品質な住宅です。
※配筋検査は組合団体検査員講習受講者が検査します(保証部位は右図参照)。

住宅の延べ床面積	一般住宅	ゆうゆう住宅	差 額
100㎡未満	63,680円	54,180円	9,500円 お得!
100㎡～125㎡未満	70,410円	57,990円	12,420円 お得!
125㎡～150㎡未満	83,940円	65,650円	18,290円 お得!
150㎡～180㎡未満	93,070円	71,040円	22,030円 お得!
180㎡以上	111,770円	81,800円	29,970円 お得!

図解

保証の対象となる部分は、住宅品質確保法で定められた構造耐力上主要な部分と雨水の侵入を防止する部分です(長期保証10年間)。その他短期保証も行います。

メリット② インターネット申請可能

保険適用に必要な書類は、文書申請またはインターネット申請で簡単便利に申し込みができます。

メリット③ 現場検査手数料1回分節約

自社検査を行う場合、組合が行う団体検査員講習を有資格者が受講しておくことが必要です。

●手続きの流れ●

1 業者登録
申請前の準備

2 住宅登録の申請
(組合へ)

3 工事着工

4 現場審査の実施
専門の検査員による

5 保証書の交付
住宅の引き渡し

10年間の保証

一戸建住宅は2回(増改築工事も同様)
①基礎の配筋工事完了時(団体検査員)
②屋根工事完了時(機構検査員)

利用できる住宅

戸建木造住宅が原則です(2世帯住宅や、基礎と一体となったRC造車庫付き住宅等も利用できます)。一定の増改築(基礎の新設を行う10㎡以上かつ工事費500万円以上)でも利用可能です。

広島建労のホームページ URL:https://hiro-ken.com メールアドレス E-mail:postmaster6@hiro-ken.com